

研修報告書

C.E.O.	I.O.O.	A.O.	T.O.L.
--------	--------	------	--------

所 属	病院事務 G	職 種	経理 T	氏 名	関口 美香
期 間	平成 21 年 6 月 4 日 ~ 平成 21 年 6 月 4 日				
出張目的	第 20 回医療法人向けセミナー『(非課税) 社会医療法人と (低課税) 特定医療法人』				
出張先	東京国際フォーラム 会議室 G405				

研修に関する考察 (プログラム毎に)

研修要旨 (プログラム毎に)

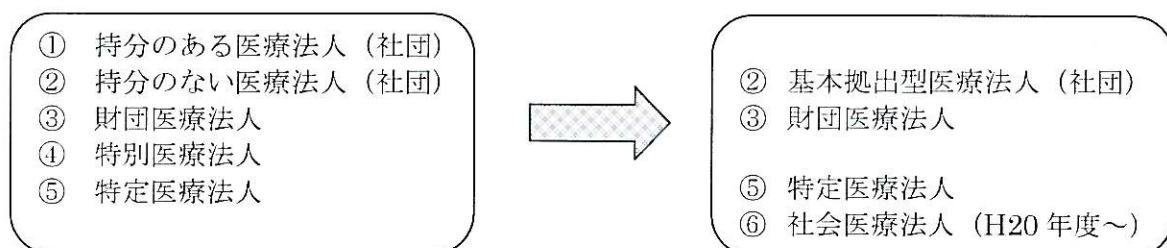
【全体考察】

平成 18 年(2006 年)に医療法が改正され、平成 19 年(2007 年)度より社会医療法人という新しい法人類型が創設されることとなった。平成 21 年 4 月 1 日現在、55 法人が正式に認定を受けている。

《設立できる医療法人》

2007 年 3 月まで

2007 年 4 月以降



既存の医療法人の約 98%を占める「持分のある医療法人」は医療法で非営利性をうたっているが、結局のところ出資した割合に応じて利益を享受できることが今になって指摘され、「持分のある医療法人」は今回の改正によって新たに設立できなくなった。

※ 「持分」(株式会社という株式)とは一般に、出資者が金銭を出資してその法人の利益から配当を受けることができる権利のこと。医療法によって医療法人において配当は認められないものの、退社時・解散時の際には法人が内部留保する金銭・財産について、出資した額 (=持分)に応じた「割合」で金銭の支払いを受けることができる権利のこと。

なお、既に設立されている持分のある医療法人はそのまま存続することができるが、これは当面の間の経過措置となっている。現状、存続が認められている「持分のある医療法人」においては退社・解散の際に、その方が出資した「割合」に応じて利益の分配を受けられるが、今後の医療法改正によっては、出資した「額」を限度としてのみ利益・財産の分配を受けられる「出資額限度医療法人」への移行が見込まれている。

今回のセミナーでは、新たに増設された『社会医療法人 (非課税)』と『特定医療法人』について、それぞれのメリット・デメリット、承認される為に必要な事項などを学んだ。

【演 題】

- 1 社会医療法人・特定医療法人の比較
- 2 施設基準—救急医療等確保事業
- 3 持分の定めをなくすメリット (社会・特定医療法人)
- 4 財務上のメリット (社会医療法人)
- 5 社会医療法人のデメリット—遊休財産規制
- 6 親族制限のデメリット (特定・社会医療法人)
- 7 重要なポストは何か (特定・社会医療法人)
- 8 グループ法人制限のデメリット (特定・社会医療法人)
- 9 法人基準—給与制限 (特定・社会医療法人)
- 10 法人基準—社保診療収入ルール (特定・社会医療法人)
- 11 法人基準—特別の利益提供制限 (特定・社会医療法人)
- 12 承認を受けた場合 (特定・社会医療法人)
- 13 取り消しを受けた場合 (特定・社会医療法人)

1 社会医療法人・特定医療法人の比較

【趣旨】

	社会医療法人	特定医療法人
法律根拠	医療法第 42 条の 2	医療法第 39 条 租税特別措置法第 67 条の 2
承認認定	都道府県知事の認定	国税庁長官の承認
法人の種類	財団又は持分の定めのない社団	
解散時の残余財産	残余財産は同種の医療法人、国等に帰属	
出資持分相続税	なし	
法人税率（住民税込）	医療保険業非課税 収益事業 22% （26.5%） 800 万円以下 18%（21.7%）	全所得課税 22%（26.5%） 800 万円以下 18%（21.7%）
収益業務	収益事業実施可能	不可能
理事・監事	理事 6 名以上 監事 2 名以上	
評議員	社団は任意・財団は強制(理事+1 名)	理事の倍数（最低 12 名）
理事監事	親族制限あり（三親等以内の姻族 と三親等以内の血族 1/3 以下）	親族制限あり(三親等以内の姻族と六親 等以内の血族 1/3 以下)
監事・	他の役員と親族関係がないこと	
親族計算	理事と監事合算判定	理事・監事・評議員 区別判定
社員比率	親族制限あり（親族等 1/3 以下）	（親族制限あり（親族等 1/3 以下））
評議員構成	社団は任意 親族制限あり（親族等 1/3）	社団も必須 親族制限あり（親族等 1/3 以下）
役員報酬制限	役員 評議員対象・比較して適性で あること・支給基準公表	役職員に対する給与・年 3600 万円以下
特別利益付与の禁止	社員、評議員、理事、監事、使用人 その他の当該医療法人の関係者に対 し特別の利益を与えないこと。 営利事業を営む者又は特定の利益を 図る活動を行う者に対し特別の利益 を与えないこと	設立者、役員等若しくは社員又はこれら の者の親族に対し、施設の利用、金銭貸 与、資産の譲渡給与の支給等その他財産 の運用及び事業の運営に関し特別の利 益を与えないこと
収入要件	社会保険等診療等（10%以下の労災収入、健康増進法検診を含む）にかかわる 収入金額が全収入の 80%以上であること 自費患者（保険診療、労災診療を除く）は、社会保険診療と同一基準により計 算すること 医療収入の金額は、直接経費の 1.5 倍の範囲であること	
継続手続き	あり	
施設要件	地域医療計画に記載され、基準を超 えている	40 床以上 等
保有財産制限	年間事業費用を超える遊休財産の保 有禁止	
差額病床規制	特別規定なし（50%）	30%以内
厚労省所管	認定困難	承認の問題は少ない

【考察】

まず、社会医療法人では医療法人と同じ医療法であるのに対し、特定医療法人は税法によって統べられ、それに伴い承認を受けるのも国税庁長官となっている。

また、解散をした場合残っている財産は、同種の医療法人や国等に帰属しなければならないため、今後後継者が絶えることがなく、当分の間解散をすることがない場合にはどちらの法人を設立しても有効である。

法人成りをして一番ネックな、法人税については、社会医療法人は普通医療法人と同じ税率であるのに対し、特定医療法人は所得全てに対し税率 22%（住民税含む 26.5%）課税される。また、社会医療法人は収益事業が行うことができるが、特定医療法人は行うことができない。

《社会医療法人と特定医療法人の税額比較（例）》（単位：千円）

	社会医療法人	特定医療法人
1.医療保険業収入	200	200
2.収益事業収入	50	
3.収入合計	250	200
1.に対する経費	70	70
その他経費	30	
経費計	100	70
経常利益	150	130
法人税（住民税含）	5.3	34.4

税額 29,000 円の
差額。

他特筆すべき点は、役員報酬の制限があり、社会医療法人では役員・評議員を対象とし比較して適性であることと、その支給基準を公表しなければならない。ただし、役員と社員を兼務している者の場合、社員側の給与の制限はない。対する特定医療法人では、役員等に対する給与は年収 3,600 円以下（3,600 万円ルールと呼ばれている）と定められている。社会医療法人での「適正な支給基準」とは、一般企業の役員報酬などとの比較をするようだが、現在 3,600 万円ルールをとっている法人がほとんどであり、今後法律も 3,600 万円ルールとなる可能性があるとのこと。

2 施設基準—救急医療等確保事業

【趣旨】

社会医療法人の承認を受けるために必要な項目として、「地域医療計画に記載され、基準を超えている」ことと、「救急医療等確保事業を行っている」がポイントとなる。

救急医療確保事業とは、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、他都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療のことである。同一都道府県内で複数の施設を開設している場合は、うち 1 つの施設が地域医療計画と救急医療等確保事業を行っていれば、また複数の施設が複数の都道府県にまたがって開設している場合は、開設している都道府県毎での申請が必要となる。

【考察】

セミナーでは、救急医療等確保事業毎での詳しい承認クリア事項が挙げられたが、当法人に関わりのある「精神科救急医療」の部分の特筆する。

- ① 構造設備基準 → 診察室および処置室その他の精神科救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。
- ② 業務体制基準 → 所在地の都道府県が作成する医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されており、且つ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第 5 条の 2 第 1 号から第 3 号までに掲げる基準を満たすこと。
- ③ 実績基準 → 実績を判定するのは、原則過去 3 期とし、判定方法は「（救急で受け入れた患者のうち）時間外加算をとった患者数／精神科救急医療圏人口×1 万人≥7.5」。

3 特分の定めをなくすメリット（社会・特定医療法人）

【趣旨】

社会医療法人・特定医療法人共に、出資持分の定めが無い為、出資元分の払戻し請求権、又解散時の残余財産は同種の医療法人や国等へ帰属する為、財産分配請求権も無い。

※ 当法人（医療法人財団）の場合

個人または法人が寄付した財産によって設立する医療法人で、財産の提供者に提供額に応じた持分は認められない。法人の解散時には理事会の決議で残余財産の処分方法を決定し、都道府県知事の認可を受けてから実際に処分される。

持分の定めのある医療法人では社員が脱退するときには、その持分に応じた払い戻しをするが、例えば兄弟で病院を経営された場合に、一方が亡くなれば後継者がいなければ、出資持分について遺族は相続税が課せられ、医療法人側としては多額の出資持分の払い戻しの請求を受けることになる。

この時、一般的に医療法人の資産の多くが不動産や医療機器などの固定資産であるため、現金でもって払い戻すことが困難となる。このような事態に備えるために考え出されたのが「出資額限度法人」である。つまり、定款を変更して、払い戻しを出資額以下にすることにより、相続税の負担を軽くし、医

療法人からの出資持分の払い戻しが可能に出来るようにしようとする制度である。

定款を変更しようとする場合には都道府県の知事の認可が必要だが、その時の条件として、解散した場合にも出資額を限度とした払い戻しのみしか受けられない。

ただし例外として、社会医療法人・特定医療法人は出資持分の払戻しを行わないため、医療法人への贈与税課税は無い。(赤字法人は持分の価値が無いので、同等の扱い。課税無し。)

【考察】

持分の定めをなくすことにより、社員の脱退で社員、医療法人どちらにも課税されることがなくなることは大きなメリットになるのではないと思う。

また、現金での払戻しをしなければならない為、出資限度額を定めていれば多額の払戻しによって資金繰りを悪化させることもないと思われる。

4 財務上のメリット (社会医療法人)

【趣旨】

① 課税所得上のメリット

	本来事業 (医療保険業)	附帯事業 (訪問介護等)	収益事業
法人税	非課税	26.5%	26.5%
事業税	非課税	非課税	課税
不動産取得税	救急事業等のみ非課税	養成所等のみ非課税	課税
固定資産税	救急事業当のみ非課税	養成所等のみ非課税	課税

② 資金繰り上のメリット

事例) 年間売り上げ 10 億円・利益率 10%の法人が、10 億円の借入れを行った。

《キャッシュフロー計算書》

	医療法人	社会医療法人
収益	1,000	1,000
費用 人件費	500	500
償却費	100	100
その他経費	300	300
医業利益	100	100
法人税	40	0
借入返済	100	100
キャッシュフロー	60	100
返済期間	17 年	10 年

【考察】

社会医療法人では、条件付きではあるが不動産取得税・固定資産税も非課税となる為、病院の新棟建設等に当てると非課税条件となる為、非課税の恩恵を受けることができる。

また、法人税 (医療保険業のみ)・事業税非課税によって浮いたキャッシュフロー (現金資金) を何に使うのか、が課題となる。(次題の遊休財産規制に関わってくる。)

5 社会医療法人のデメリットー遊休財産規制 (社会医療法人)

【趣旨】

① 遊休財産の保有規制

毎会計年度の末日における遊休財産額 (当該医療法人の業務の為に現に使用されておらず、かつ、引き続きしようされることが見込まれていない財産の価額の合計額をいう。) は、当該会計年度に行った病院、診療所又は介護老人保健施設業務 (以下「本来業務」という。) と同一の内容及び規模の業務を翌会計年度においても引き続き行うために必要な額として直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業費の額を超えてはならないこと。

② 遊休財産とは

遊休財産 = (総資産額 (簿価基準) - 控除額) × 簿価純資産 / 簿価総資産

○控除額 → 本来業務財産 (病院・診療所、介護老人保健施設業務等)

附帯業務財産 (グループホームなど)

収益業務財産、将来見込み財産、再取得積立金 (減価償却累計額限度)、定款記載
済み特定事業準備積立金

【考察】

社会医療法人では、非課税となる税金があり資金繰りには困らないようなイメージではあるが、プール額に制限を設け、過大な資金を残すことができなくなっている。事業を続けていく上で、毎年非課税の恩恵を受け続けた場合、注意が必要となる。

遊休財産には現預金も含み、また簿価純資産額とは、簿価総資産額から負債（借入金等）を除いた額となる。

6 親族制限のデメリット（特定・社会医療法人）

【趣旨】

	特定医療法人	社団社会医療法人	財団社会医療法人
社員	人数制限無し 親族 1/3 以下	人数制限無し 親族 1/3 以下	
理事	6 名以上 親族 1/3 以下	理事 6 名以上 監事 2 名以上 親族 1/3 以下	理事 6 名以上 監事 2 名以上 親族 1/3 以下
監事	2 名以上 親族 1/3 以下		
評議員	12 名以上 親族 1/3 以下		7 名以上 親族 1/3 以下

【考察】

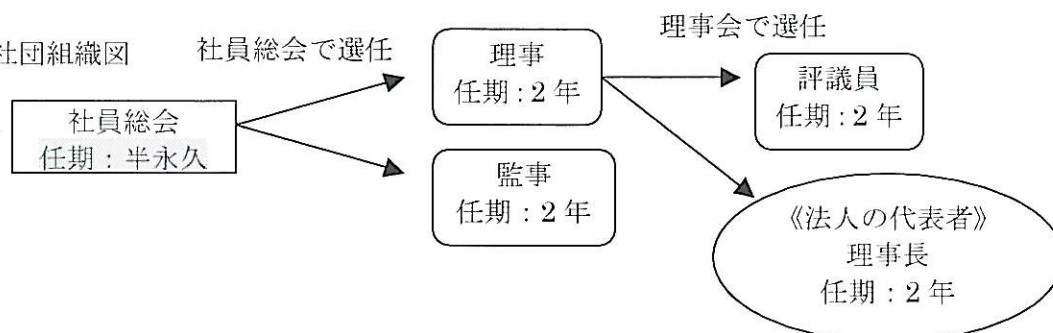
社団社会医療法人、財団社会医療法人のうち理事と監事は兼務することができるが、特定医療法人は社員以下全て兼務することができない。

親族 1/3 以下カウントは、役員又は監事いずれから見ても 1/3 になっていないといけない。

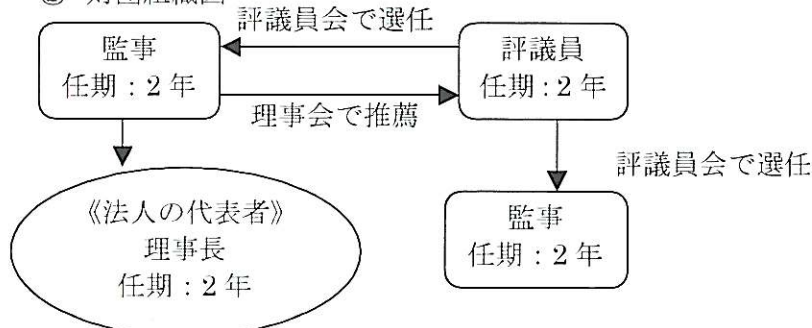
7 重要なポストは何か（特定・社会医療法人）

【趣旨】

① 社団組織図



② 財団組織図



【考察】

社団では、社員総会が重要なポストで任期も半永久となっている。（理事・監事も全て社員総会にて決まる。）一方財団では、全ての役職は任期 2 年となっており社団ほど、選任に注意しなければならないようなポストはないのではないだろうか。

また、監事は良くお世話になっている税理士・公認会計士へ依頼をしているのが一般的だが、事務員ですでに退職した人が望ましいようだ。

8 グループ法人制限のデメリット（特定・社会医療法人）

【趣旨】

① 親族制限

役員等の制限	社会医療法人	特定医療法人
親族制限	三親等以内の血族 三親等以内の姻族	三親等以内の血族 六親等以内の姻族

② 関連団体制限

役員等の制限	社会医療法人	特定医療法人
同一グループ制限	他の同一団体の役員等割合 1/3 以下	

【考察】

同一グループに含まれるものとしては、株式会社・医療法人・法人格の無い学会などがある。これらのグループの役員となっている者が、社会医療法人の役員の中で 1/3 以上いてはならない、ということ。

9 法人基準—給与制限（特定・社会医療法人）

【趣旨】

① 特定医療法人⇒役員・職員の給料⇒特別な利益を受ける範囲を超えない、適正な給与≤3,600 万円

② 社会医療法人⇒役員・評議員の給料⇒適正な給与・退職金≤不相当でない金額

《比較対象》民間事業者役員、従業員の給料、法人の利益 など

《給与に含まれる金額》通勤手当、宿日直手当、日当

※他の医療法人から給与を貰っている場合は合算されない。

【考察】

特定医療法人では、適正な額であれば年収 3,600 万円まで支給可能である。一方、社会医療法人では、『不相当ではない金額』とあやふやであり、また支給には民間事業者役員や従業員の給料、法人の利益等を見、支給基準を確定し公表しなければならない。ただし、理事長と医師を兼務している役員の場合、理事長役員報酬の支給基準は公表しなければならないが、医師としてもらう報酬は公表しなくても良い。しかし、現在は社会医療法人であっても年収 3,600 万円ルールが確立しつつある。

10 法人基準—社保診療収入ルール（特定・社会医療法人）

【趣旨】

社会医療法人	特定医療法人
① 社会保険診療に係る収入金額	① 社会保険診療に係る収入金額
② 労災診療報酬（社会保険料診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が全収入金額の 10/100 以下の場合）	② 労災診療報酬（社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が全収入金額の 10/100 以下の場合）
③ 健康増進法に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）	③ 健康増進法に掲げる健康増進事業に係る収入金額
④ 助産に係る収入金額（1 の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。）	
の合計額が、全収入金額の 80/100 を超えること。	の合計額が、全収入金額の 80/100 を超えること。

※ 社保診療報酬に含まれないもの

自由診療収益、自賠責収益、訪問介護収益、デイサービス・ショートステイ・グループホーム収益
居住費・食費・滞在費収益

【考察】

講師いわく、「税理士先生や会計士先生が良く間違えて申告しがち」な部分である。社保診療報酬に含まれない、訪問介護収益やデイサービス等は介護保険収入だが、医療スタッフが必ず行わなければならない事業では無い為、社保診療報酬には含まれない。（当法人の申告書を確認したが、正しい区分によって申告されていた。当法人の社保診療収入割合は→社保診療収入 ¥1,726,902,827 / 総収入 ¥1,786,834,222 = 96.65% ≥ 80%）

11 法人基準－特別の利益提供制限（特定・社会医療法人）

【趣旨】

- ① 利益提供禁止規定 例) MS 法人との取引、非常勤役員に対する給料、理事社用車、理事からの貸地の地代

社会医療法人	特定医療法人
社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えない。	その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

② 寄附禁止

社会医療法人
その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。

【考察】

利益提供取引の中に、理事に対する仮払金、貸地の地代があり、当法人で現在取引がある事例も含まれている。承認を受けたい時には、こういった取引を行わないように、あらかじめ対策を取っておく必要があると感じる。

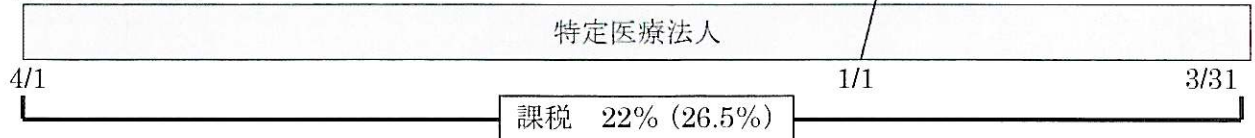
また、寄附に関しては営利事業を営む者・団体・個人への寄附行為は禁止されている。当法人ではこれまでに同様の事例は無い。

12 承認を受けた場合（特定・社会医療法人）

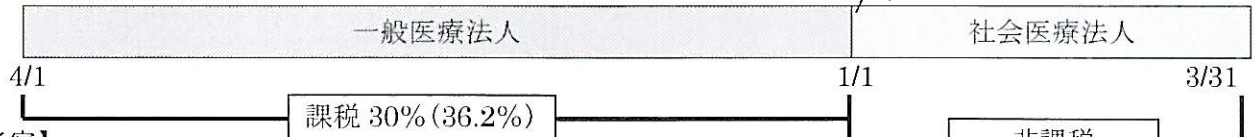
【趣旨】

① 課税期間

○特定医療法人



○社会医療法人



【考察】

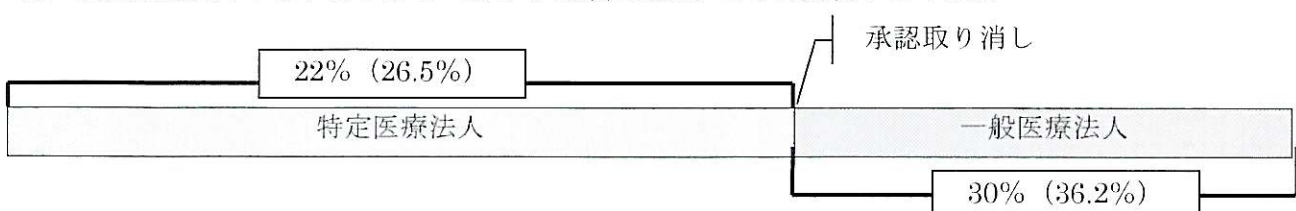
特定医療法人の承認を受けた場合、期中であってもその承認を受けた事業年度は「特定医療法人」とみなされ、課税率も特定療法人の率での申告となる。

一方社会医療法人は、承認を受ける前と後では違う事業となり、承認を受けるまでの一般医療法人の申告と、承認を受けてからの社会医療法人としての申告が必要となる。また、それにもない一般医療法人で発生した欠損金は、切り捨てられる。

13 取り消しを受けた場合（特定・社会医療法人）

【趣旨】

- ① 特定医療法人でなくなったら→取りやめ原因時点からの軽減税率の不適用



② 社会医療法人でなくなったら→過去の留保利益の一括課税

資 産		
負 債	利益積立金額	純 資 産
		30% (36.2%)

【考察】

取り消しを受けた場合、特定医療法人は租税特別措置法第 67 条の 2 を取り消された医療法人とみなされ、軽減税率の適用が受けられなくなる。

しかし、社会医療法人では医療法第 42 条の 2 を取り消された医療法人となり、普通医療法人へ移行しなければならない。また、これまでに非課税の恩恵を受けていた部分（留保利益）へ一括課税されることとなる。万が一、承認の取り消しが合った場合、課税リスクが大きいのは社会医療法人である。